



2013年5月28日(火)

小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

事前確定届出制度 行政裁判での副産物

事前確定届出制度とは

平成 18 年の税制改正により設立された制度です。役員の報酬は定期同額を原則とするが、所定の手続きを踏んで、事前に届け出れば、臨時の役員報酬すなわち役員賞与も損金算入を認めると言う法律です。

但し届け出通り支払われない場合は、全て損金不算入となります。

届出の不備により否認された事例

平成 24 年 10 月 9 日に東京地裁で争われた行政訴訟に判決が出ました。

9 月決算の企業が 11 月の株主総会並びに役員会で、役員の定期報酬を定め、更に臨時報酬は 12 月と 6 月に各 700 万円を支払う旨を決め、税務署に事前確定届出書を提出しました。12 月の役員賞与は届け出通り支払われましたが、6 月の役員賞与は業績悪化の為、従業員への賞与をカットした手前もあり、役員会で減額の決定をし、半分の 350 万円を支払うこととしました。

その際救済措置である、事前確定届出給与に関する変更届出を提出しませんでした。納税者は、6 月支給分は損金としませんでした。税務署は事前確定届出通り支給されていないため、12 月分の賞与 700 万円も損金不算入として、更正決定を行い争われ

ておりましたが、この度の判決では納税者が敗訴となりました。

納税者側の手続きの不備もあり、「役員への臨時報酬は、役員の任期を通して届出通りとする」税務署の主張が認められました。

副産物としての短期前払費用

この争いで、役員の任期は、株主総会から次の株主総会までであり、役員への報酬は、この 1 年間に対応するものであるから、役員への臨時報酬は、一部翌期の前払費用としての性格を有するが、短期前払費用の損金算入の範疇として、事前確定届出をしていれば認めていると税務当局が主張した点です。

従来短期前払費用の損金算入は、弁護士や税理士への顧問料等人的役務の提供を伴うものを認めていませんでしたが、役員への臨時報酬を短期前払費用として損金算入を認めましたので、今後の対応が注目されます。

